

## 防衛省設置法等の一部を改正する法律案要綱

### 第1 防衛省設置法の一部改正

- 1 自衛官の定数を改める。(第六条関係)
- 2 航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ改編する。(第三条、第四条、第六条、第十二条、第十九条～第二十三条及び第二十五条関係)

### 第2 自衛隊法の一部改正

- 1 陸上自衛隊の第十五旅団を第十五師団へ改編する。(別表第一関係)
- 2 航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ改編するとともに、宇宙作戦集団を新編する。(第二条、第三条、第八条～第九条の二、第二十条、第二十条の三～第二十条の五、第二十条の七～第二十一条の二、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十二条、第六十五条の二、第九十六条及び別表第三関係)
- 3 若年定年により退職する自衛官が年齢六十五年に達するまでの間は、引き続き、防衛省が再就職の援助を行うことができることとする。(第六十五条の二及び第六十五条の十関係)
- 4 その他所要の改正を行う。

### 第3 国家行政組織法の一部改正

防衛副大臣の定数を一名増加し、二名とする。(別表第三関係)

### 第4 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

- 1 若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の措置を講ずる。(第二十七条の二～第二十七条の九、第二十七条の十一～第二十七条の十三及び第三十条並びに附則第十二項～第十五項関係)
- 2 その他所要の改正を行う。

### 第5 施行期日等

- 1 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。(附則第一条関係)
- 2 この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律について所要の改正を行う。(附則第二条～第七条関係)